

岐阜県県営住宅退去者滞納家賃等回収事務委託のプロポーザルに関する質疑一覧

平成31年2月25日現在

No	質問項目	質問内容	回答
1	仕様書－1ページ目 3 業務の内容 (3) 調査業務について	居所等が明らかでない債務者について、居所等の調査を実施する場合、岐阜県の公用請求を利用することは可能でしょうか。なお、受託者が、公用請求の対象とする債務者を絞り込むことは可能です。	受託者による調査の結果、依然居所等が不明な債務者については、岐阜県が公簿等を調査することは可能です。
2	仕様書－1ページ目 3 業務の内容 (6) 委託予定債権について	仕様書に記載されている債権の他に、平成30年度に発生した債権で委託予定の債権はありますでしょうか。	委託予定の債権が数件程度あります。
3	仕様書－1ページ目 3 業務の内容 (1) 催告書②について	①納付申出のあった債務者にあつては県に報告し、「県が発行する納付書」で納付されること。とありますが、債務者毎に納付書にて送金を頂くのでしょうか。 ②弊所で貴所専用口座へ振込して頂く方法で宜しいでしょうか。	①お見込みのとおりです。 ②債務者が県が発行する納付書で納付した場合、県に直接収納されるため、直接貴所の口座に振り込むことはできません。
4	仕様書－1ページ目 3 業務の内容 (3) 調査業務①について	債務者の住所等が不明な場合は調査し、判明した場合は県に報告する事。とございますが、月1回の報告でよろしいでしょうか。	月1回の報告で差し支えありません。
5	仕様書－1ページ目 3 業務の内容 (6) 委託予定債権について	平成30年12月10日時点 金額167,332円、件数6,730件 上記の、委託予定金額の内訳をご教示ください。 ①委託予定債権（ア. 3年以上経過した件数と金額、イ. 3年未満の件数と金額） ②今回委託予定債権の中で、初委託分（一度も弁護士又はサービサー等へ依頼した事がない）と現状委託済分（弁護士又はサービサー等へ依頼した事がある）債権についてご教示ください。	①委託予定債権については個別に債権の内訳を把握しておらず、調査に膨大な時間と労力を要するため、回答はできません。 ②仕様書に記載のある委託予定債権はほとんどが、現状委託済分の債権になります。初委託分は数世帯程度です。
6	仕様書－1ページ目 3 業務の内容 (3) 委託予定債権について	委託予定債権に債務名義を取得済みの債権がございますか。 債務名義が取得されている場合、債権の管理は債務名義に基づかず原債権に基づく管理で宜しいでしょうか。	委託予定債権の中に、債務名義を取得済みの債権はありません。
7	仕様書－1ページ目 3 業務の内容 (3) 委託予定債権について	委託予定債権のうち消滅時効の5年の期間を経過した債権の割合はどれほどになりますか。	委託予定債権については個別に債権の内訳を把握しておらず、調査に膨大な時間と労力を要するため、回答はできません。